

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

※ 車道と歩道の区別のあるところでは、車道通行が原則です。
【歩道を通行できるのは・・・】



① 標識や標示によって歩道を通行することができることとされているとき

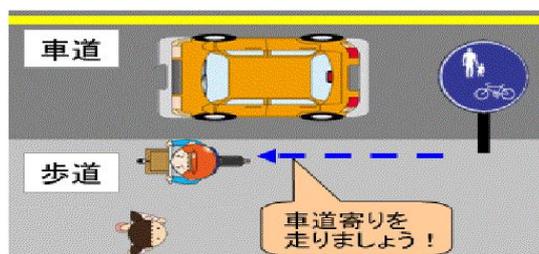
② 運転者が
・13歳未満の子供
・70歳以上の高齢者
・車道通行に支障がある身体障害者の場合

③ 車道又は交通の状況から見てやむを得ない(道路工事、駐車車両、交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない)場合

2 車道は左側を通行

自転車は「車の仲間」(軽車両)なので、車道では左側を通行する。
また、路側帯通行に当たっても、道路左側部分に設けられた路側帯を通行する。
※ 『路側帯』とは、歩道のない道路の車道の左端に引かれた白線の外側部分。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



- 自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
- 歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止又は自転車から降りて押して歩く。

4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライト点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5 子供はヘルメットを着用

※ 栃木県では、子供だけではなく、高齢者にも自転車利用時のヘルメット着用を推奨しています。

○ブレーキに不備のある自転車 ➡ 警察官による検査・応急措置命令等

↓ 検査拒否・命令違反等

5万円以下の罰金